

## 再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて制定され、太陽光、風力、バイオマスなどの自然の力を利用した再生可能エネルギーによって発電された電気を一定の期間・価格で電力会社を買取する制度として平成24年7月1日から開始されました。

電力会社を買取に要した費用は、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくために、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただいております。

### 【「再生可能エネルギー発電促進賦課金」単価の算定方法】

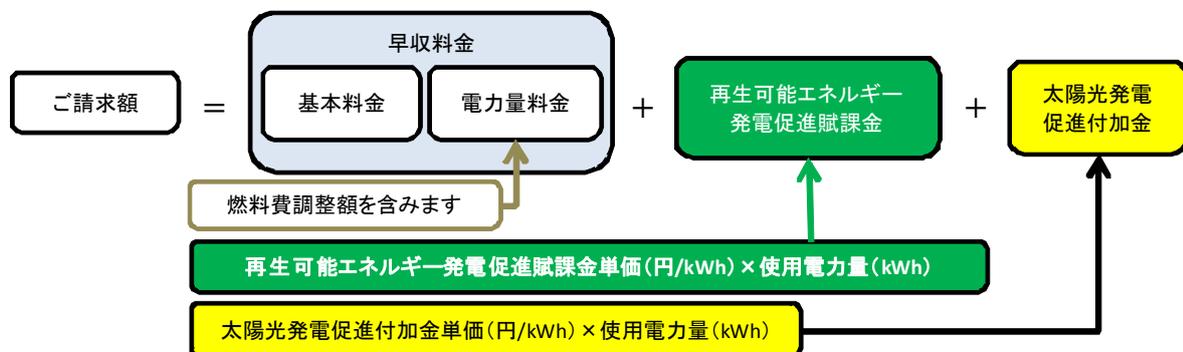
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、以下の算定方法により、全国一律の単価が算定され、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} = \frac{\text{当該年度における電気事業者の再生可能エネルギー電気の買取見込み総額} - \text{当該年度における回避可能費用※の見込み額} + \text{当該年度における費用負担調整機関の事務費見込み額}}{\text{当該年度における電気事業者の見込み総販売電力量}}$$

※ 電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取るにより支出を回避できた燃料費などの費用。

### 【電気料金の算定イメージ（税込） ※従量制供給の場合】

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と毎月のご使用量に応じて算定し、電気料金の一部としてご負担いただきます。



(注) 定額制供給の場合についても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

(注) 「太陽光発電促進付加金」のご請求は、平成26年9月分をもって終了し、平成26年10月分以降は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみのご請求となります。